

北秋財030060

令和6年3月25日

工事事業者 各位

北秋田市財務部長

### 労働者確保に要する間接費の設計変更の試行について

北秋田市における工事の円滑な施工を確保するために、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を試行として行いますので、お知らせします。

#### 1. 運用

地域外から労働者を確保するために要した間接費に対して、設計変更により対応可能としますので、必要に応じ受注者と協議のうえ適切な対応をお願いします。

なお、具体的な設計変更の方法については、秋田県が定める運用方法等に準ずるものとします。

また、本通知における「地域外」とは、工事場所が属する北秋田市及び一部の隣接市町村（大館市、能代市、仙北市、藤里町、上小阿仁村）以外の地域とすることとし、秋田県が運用方法に定める「地域外」の対象地域はこれに読み替えるものとします。

#### 2. 適用

原則、令和6年4月1日以降に特記仕様書等に明示をし、公告、見積依頼を行う工事を対象とします。ただし、すでに契約済の工事は設計変更において対応するものとし、工事打合簿において協議を行うこととします。

なお、設計変更にあたり提出した資料等に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があります。

また、この運用は当面の間は試行として行うものとし、必要に応じて見直す場合があります。

北秋田市財務部財政課

TEL : 0186-62-6607

FAX : 0186-62-1131